

戦略的基盤技術高度化支援事業（事業概要）

1. 目的

我が国製造業者の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業のものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削加工、めっき等）の高度化に資する研究開発から試作段階までの取組を促進することを目的としています。

2. 事業内容

（1）事業対象

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「法」という。）」第3条に基づき定められた特定ものづくり基盤技術高度化指針に沿って策定され、法第4条第1項に基づき認定を受けた特定研究開発等計画を基本とした研究開発を対象としています。

（2）応募資格

本事業の対象は、事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者（プロジェクトリーダー）、副総括研究代表者（サブリーダー）によって構成される共同体を基本とし、法の認定を受けた中小企業者を含む必要があります。

（3）応募申請者

本事業への申請者は、事業管理機関です。

事業管理機関は、研究開発計画の運用管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、財産管理（知的所有権を含む）等の事業管理及び研究開発成果の普及等を主体的に行うことが可能な法人又は個人事業者です。

（4）研究開発規模等

上限額	平成22年度（平成23年3月31日まで）に行う研究開発に要する費用の合計額が4,500万円以下。 ※平成21年度補正予算事業で「法認定計画の一部を実施」した場合において、本事業で「法認定計画の一部以外を実施」する場合は、研究開発に要する費用の合計額が3,000万円以下。
研究開発期間	2年度又は3年度。 ※平成21年度補正予算事業で「法認定計画の一部を実施」した場合において、本事業で「法認定計画の一部以外を実施」する場合は、単年度若しくは2年度。
受付窓口	各経済産業局等

（5）公募期間

平成22年3月1日(月)～4月22日(木)

戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み

